神戸大学法科大学院

外部評価報告書

2018年4月

外部評価報告書の公表にあたって

神戸大学大学院法学研究科（以下，本研究科という。）は，平成30年1月，本研究科実務法律専攻（以下，本法科大学院という。）の外部評価を実施した。この「法科大学院外部評価報告書」（以下，本報告書という。）は，その評価報告書である。

第1回目の外部評価は平成18年10月に，第2回目の外部評価は平成24年12月に，それぞれ実施された（それらの報告書は本研究科のWebサイトにおいて公表されている。http://www.law.kobe-u.ac.jp/evaluation/index.html）。今回は，３回目の外部評価となる。

外部評価とは，本研究科に属しない外部の方々に，本法科大学院の現状を見分していただいたうえで，問題の指摘，批判，提案，疑問の呈示などをいただくものである。こうした外部評価を通じて，われわれは，本法科大学院の教育や施設等についての問題点や課題を認識し，その改善に努めたいと考えている。

今回の外部評価では，常日頃より法曹養成のあり方に深い関心を寄せてこられた阿部昌樹氏（大阪市立大学法学研究科），坂井希千与氏（春名・田中・細川法律事務所，兵庫県弁護士会），谷英樹氏（弁護士法人シヴィル法律事務所，大阪弁護士会）に外部評価委員を委嘱し，調査および評価を行なっていただいた。

外部評価委員の方々には，お忙しい中，事前の準備，本法科大学院訪問，外部評価報告書の作成と，手間がかかり骨の折れる作業をして下さり，心よりお礼を申し上げる。また，貴重なご意見，ご示唆，ご批判を頂戴したことは，まことにありがたく，重ねてお礼を申し上げる。本法科大学院は，外部評価委員から頂戴したご意見とご批判を真摯に受けとめ，本法科大学院の改善と一層の発展に努めていきたいと考えている。

本報告書を公表することを通して，学界，法曹界，産業界を含む広く社会各界各層から，本法科大学院のあり方についてご意見やご批判をいただくことになれば，まことに幸いである。

なお，この外部評価は企画，準備，実施支援，とりまとめの全般について，本研究科評価ＦＤ委員会が担当した。

平成30年3月31日

神戸大学大学院法学研究科長

大　西　　裕

目　次

外部評価報告書の公表にあたって……法学研究科長　大西　裕… i

Ⅰ　神戸大学法科大学院　外部評価実施概要……1

Ⅰ－１　外部評価実施日程……2

Ⅰ－２　外部評価のための資料一覧……3

Ⅱ　神戸大学法科大学院　外部評価報告書……5

Ⅱ－１　外部評価報告書　阿部　昌樹　委員……7

Ⅱ－２　外部評価報告書　坂井　希千与　委員……11

Ⅱ－３　外部評価報告書　谷　英樹　委員……15

Ⅲ　現状の説明および質疑応答の概要……19

Ⅲ－１　法科大学院の現状説明……21

Ⅲ－２　外部評価委員との質疑応答の概要……26

Ⅰ　神戸大学法科大学院　外部評価実施概要

Ⅰ－１　外部評価実施日程

（1）日　時

平成30年1月9日（火）13時00分～17時00分

（2）会　場

神戸大学六甲台キャンパス

（〒657－8501　神戸市灘区六甲台町２－１）

（3）日　程

13:00～13:15　　出席者紹介・法学研究科長挨拶・趣旨説明

13:15～13:30　　法科大学院の現状説明

13:30～14:00　　質疑応答（その１）

14:05～14:15　　施設見学（その１）：自習棟

14:20～14:45　　授業参観（その１）：刑事実体法Ⅱ（１Ｌ，嶋矢貴之教授）

14:50～15:20　　学生面談

15:30～15:55　　授業参観（その２）：

・対話型演習商法Ⅱ（２Ｌ，志谷匡史教授）

・対話型演習物権・責任財産法（２Ｌ，浦野由紀子教授）

16:00～16:15　　施設見学（その２）：模擬法廷・法学研究科資料室

16:15～16:30　　休憩

16:30～17:00　　質疑応答（その２），外部評価委員による講評

17:00　　閉会の挨拶

（4）出席者

【外部評価委員】

阿部昌樹　氏（大阪市立大学法学研究科）

坂井希千与　氏（春名・田中・細川法律事務所，兵庫県弁護士会）

谷英樹　氏　（弁護士法人シヴィル法律事務所，大阪弁護士会）

【神戸大学法科大学院】

大西　裕　法学研究科長

上嶌一高　実務法律専攻長

高橋　裕　評価ＦＤ委員長

島村　健　本法科大学院教務委員長

中川丈久　前法学研究科長

八田卓也　評価ＦＤ委員，本法科大学院元教務委員長

田中　洋　本法科大学院入試WG，教育改善WT，企業内法務リエゾンＴ

嶋矢貴之　評価ＦＤ委員，本法科大学院入試WG幹事（後半より参加）

（陪席　平田一成　本法科大学院教務係）

Ⅰ－２　外部評価のための資料一覧

（1）事前送付資料

・神戸大学法科大学院の概況
・神戸大学法科大学院案内 2018
・平成 29 年度 前期 大学院法学研究科専門職学位課程（法科大学院）授業時間割表
・平成 29 年度 後期 大学院法学研究科専門職学位課程（法科大学院）授業時間割表
・神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻（法科大学院）学生の手引き【平成 29 年度版】
・専門職学位課程 法科大学院 実務法律専攻 講義要綱 平成 29 年度
・学生便覧 2017（平成 29 年度入学者用）
・ファカルティレポート　第 11 号（上・下）
・神戸大学法学部案内 2018
・神戸大学大学院法学研究科案内

（2）当日配布・回覧資料

・神戸大学法科大学院　外部評価委員会議事次第
・授業参観用教材「刑事実体法Ⅱ」,「対話型演習商法Ⅱ」,「対話型演習物権・責任財産法」（当日授業分）
・平成 30 年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム　審査結果関連資料
・退学・原級留置の状況
・「ワークショップ企業内法務」授業アンケート結果

Ⅱ　神戸大学法科大学院　外部評価報告書

外部評価委員

阿部昌樹　氏（大阪市立大学法学研究科）
坂井希千与　氏（春名・田中・細川法律事務所，兵庫県弁護士会）
谷英樹　氏（弁護士法人シヴィル法律事務所，大阪弁護士会）

Ⅱ－１　　神戸大学法科大学院　外部評価報告書

阿部　昌樹
（大阪市立大学法学研究科教授）

神戸大学法科大学院は，3 つの目的を掲げている。第 1 に，すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を有する職業法曹を養成すること，第 2 に，ビジネス・ローと呼ばれる広義の企業取引に関わる先端的分野について，特に深い知識と応用能力を有する職業法曹を養成すること，そして第 3 に，将来の法科大学院教育を担う実定法諸分野の研究者を養成することの 3 つである。このうち第 1 は，すべての法科大学院が，法科大学院である以上は否応なしに追求しなければならない目的であるのに対して，第 2 および第 3 は，神戸大学法科大学院の特色に関わる目的である。以下，まずは，これらの目的の実現に向けての神戸大学法科大学院の取り組みについての所見を述べる。

まず第 1 の，すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を有する職業法曹を養成するという目的に関してであるが，この目的を実現するためには，公正かつ競争性の高い入学者選抜試験を実施し，職業法曹としての潜在的能力を十分に有する者を選抜したうえで，それらの者に質の高い教育を提供するとともに，その教育内容を十分に修得しているかどうかを厳格に認定したうえで，すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を身に付けたと見なしうる者だけを修了させるという姿勢が求められる。こうした姿勢を堅持していくことは，すべての法科大学院に求められることではあるが，今日の法科大学院を取り巻く状況に鑑みるならば，けっして容易なことではない。

この点に関して，神戸大学法科大学院は，あるべき法科大学院としての基本的なスタンスを維持していると評価できる。入学者選抜試験は，昨今の法科大学院入学志願者の全国的な低迷状況にもかかわらず，近年においても 2 倍以上の倍率を維持しており，競争性の高い入学者選抜が行われていることが認められる。また，入学者の出身大学は様々であり，そのことからは，入学者選抜に際して自校出身者を不当に優遇するようなことは行われていないであろうことが推測できる。さらに，そのように選抜した学生に懇切丁寧な事前のオリエンテーションを行うことによって，法科大学院の授業に巧みに誘導するとともに，授業においてはきめ細かい指導がなされている。とりわけ 2 年次生・3 年次生向けの授業では，学生の授業への積極的な参加を求める双方向的な授業が原則化しており，そのことが，学生の知識の修得に効果を発揮していることが認められる。また，法科大学院での学習に関して悩みを抱える学生や，成績不振に陥っている学生に対する個別面談等をとおしての対応も，きめ細かく行われている。さらに，法律基本科目の授業に関しては，『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）』を踏まえた，神戸大学法科大学院独自の到達目標を設定したうえで，

それを学生に周知することによって，何をどこまで学修すればよいのかを，学生が的確に把握できるよう配慮がなされている。そして，単位認定に関しても，成績評価の基準をあらかじめ設定したうえで，その基準に従った厳格な単位認定が行われており，十分な学習成果が挙げられなかった学生に対しては，原級留置という厳しい措置がなされている。そして，これらの取り組みが功を奏して，修了生のおよそ70%が司法試験に合格している。

さらに，適切な教育が行われているかどうかを検証するとともに，教員の教育能力を高め，提供される教育をより充実したものとしていくことを目指したFD活動として，学生による授業評価アンケート，教員相互間の授業参観，教育改善意見交換会等が実施されている。これらの取り組みのうちでも，とりわけ授業評価アンケートは特筆に値する。すなわち，専攻会議において授業ごとのアンケート結果の一覧表を示すとともに，アンケート結果が低い数値となっている授業を担当した教員には専攻長がその事情を聴取するという手続を制度化することによって，単なるルーティンに堕することなく，実際に授業内容の改善につながるよう運用されている。

以上を勘案するならば，第1の目的に関して，神戸大学法科大学院は，それを高い水準で達成していると言うことができる。ただし，法学既修者を対象とした入学者選抜試験において，法律科目7科目のうち1科目だけ欠点であった受験者については，全科目の合計点が合格最低点を上回っていれば入学を認めているようであるが，このことが，入学後に特定の法律基本科目の授業について行けず，結果的に原級留置となり，さらには自主退学を余儀なくされるような学生を生み出すことにつながっていないか，検証が求められる。

次いで第2の，ビジネス・ローと呼ばれる広義の企業取引に関わる先端的分野について，特に深い知識と応用能力を有する職業法曹を養成するという目的に関してであるが，この点に関しては，経済関係法分野の展開・先端科目がたいへんに充実していることを，この目的の実現に向けた取り組みとして，まず挙げることができる。それとともに，近年，企業内弁護士となることが，ビジネス・ローの領域において職業法曹としてのキャリアを積んでいくための重要な進路となっていることを踏まえて，「ワークショップ企業内法務」という，企業内法務とはどのようなものであるかを，実際に企業内法務に携わっている弁護士等が学生に直接に伝える講義を開講している点も評価できる。さらに，ビジネス・ローの領域においては，今日，グローバルな視点が不可欠であることから，学生にグローバルな視点を実地で身に付けさせるべく，マレーシアや台湾の法律事務所での海外インターンシップを制度化していることも，この目的の実現に向けたユニークな取り組みとして，高く評価できる。

以上のことから，第2の目的に関しても，神戸大学法科大学院は，それを高い水準で達成していると言うことができる。ただし，この第2の目的に関連した取り組みが，神戸大学法科大学院を修了した者の，その後のキャリアに実際にどのような影響を及ぼしているのかに関しては，継続的な検証が必要であろう。近年において「ワークショップ企業内法務」に

神戸大学法科大学院修了者が参画するようになったとのことであるが，それは，この第2の目的の実現に向けた取り組みが成果を挙げていることの，あらわれのひとつであろう。それとともに，神戸大学法科大学院出身の弁護士が，そしてまた，残念ながら法曹資格を得るには至らず，企業に就職した者が，グローバルな企業取引にどのような立場でどの程度関わり，どのような成果を挙げているのかを検証していることが求められる。

第 3 の，将来の法科大学院教育を担う実定法諸分野の研究者を養成するという目的に関しては，法曹有資格者を主たる対象とした博士後期課程の大学院教育プログラムである高度専門法曹コース（トップローヤーズ・プログラム）が平成28年度に開設されている。まだ開設 2 年目であり，具体的な成果を挙げるには至っていないため，目的の達成度を検討するには時期尚早であると言わざるを得ないが，意欲的な取り組みであることは確かである。このコースがコンスタントに有能な学生を集め，このコースで学んで博士号を修得した者のなかから，将来の法科大学院教育の中核的な担い手が多数輩出することを強く期待する。

以上の 3 つの目的の達成に向けての取り組みに加えて，神戸大学法科大学院は，全国の法科大学院を先導する役割を担うべく，2 つの意欲的な取り組みに着手している。ひとつは，東京大学，一橋大学，京都大学，中央大学，早稲田大学，および慶應義塾大学の法科大学院とともに「先導的法科大学院懇談会」を組織し，そうすることによって，全国の法科大学院を先導する役割を担うことを対外的に宣言したことである。もうひとつは，広島大学法科大学院の教育改善に向けた連携・支援である。これらの取り組みは，神戸大学法科大学院が成果を挙げることができさえすれば，他の法科大学院はどうなってもかまわないというような偏狭な発想に閉塞することなく，我が国の法科大学院制度の総体としての価値を高めていくことを目指した，志の高い取り組みであると評価できる。こうした取り組みを，一過性のものにしてしまうことなく，継続していくことを強く期待する。

そもそも法科大学院については，2004 年 4 月に全国各地に法科大学院が開設されたその当初から，法科大学院相互間で司法試験の合格率を競い合うようになり，その結果，法科大学院が受験指導に過度に傾斜し，司法試験受験予備校化してしまうことが強く懸念されていた。今日においても，そうした懸念が完全に払拭されたとは言い難い。その一方で，今日においては，法曹志望者の激減や，予備試験の制度化に伴う大学生の法科大学院離れという現実に直面して，文部科学省でさえもが，司法試験の合格率を高めることを法科大学院に求めるようになってきているし，法科大学院の認証評価においても，司法試験の合格率が，評価基準の一部となっている。また，ある程度の司法試験合格率を維持しなければ，学生が集まらなくなり，閉鎖せざるを得なくなるという厳しい現実に，多くの法科大学院が直面している。法科大学院を取り巻く環境は，けっして良好なものではないと言わざるを得ない。

そうした環境のなかで，神戸大学法科大学院は，公正でありかつ競争性の高い入学者選抜試験によって選抜した高い潜在的能力を有する学生に，きめ細かい教育を行うことによって，高い司法試験合格率を維持しつつ，しかし，受験予備校化することなく，グローバル化の時代におけるビジネス・ローを担う人材の育成や，次世代の法科大学院教育の担い手の育成といった独自の目標を掲げて，その実現に向けて真摯に取り組んでいる。そしてさらには，全国の法科大学院を先導する役割を担おうとしている。

そうした取り組みが可能なのは，何よりもまず，神戸大学法科大学院が，高い水準の研究・教育能力を有する教員を多数擁しているがゆえにであろう。神戸大学法科大学院の教員構成は，全国の多くの法科大学院にとって垂涎の的である。また，教員数が多いことは，教員がサバティカルを取得し，在外研究に従事することを容易にし，そのことが教員の研究・教育能力の一層の充実に役立っている。神戸大学法科大学院は，その充実したマンパワーを活用することによって，全国の法科大学院の模範となりうる法科大学院のひとつとなっていると言うことができる。

神戸大学法科大学院には，これからも是非，全国の法科大学院にあるべき法科大学院の模範を示すという気概を持って，職業法曹養成教育に加えて，次世代の法科大学院教育の担い手の育成にも，これまで以上に積極的かつ意欲的に取り組んでいただきたい。

Ⅱ－２　　神戸大学法科大学院　外部評価報告書

坂井　希千与
（弁護士）

1　総評

今般の神戸大学法科大学院における外部評価について，以下のとおり意見を述べる。

本法科大学院は，人的・物的に充実した環境のもと，専門職大学院にふさわしいカリキュラムが編成され，学生に対する手厚いサポートが行われ，法科大学院として理想的に機能していると思料する。何よりも強く感じたのは，本法科大学院が，学生及びその進むであろう法曹界の将来を見据えて先進的な取り組みに果敢に挑戦し，組織として改革・改善・前進しようとする謙虚な姿勢を持ちつつ，不断の努力を続けていることである。個々の施策等についても，もちろん高い評価がなされるものであるが，このような法科大学院の姿勢こそ，賞賛に値し，高く評価されるべきと考える。以下，個別の項目について，評価意見を述べる。

2　教育の内容について

本法科大学院の教育カリキュラムは，一年次に基本的な法領域に関する基礎的知識と法的思考力を身につけさせることを目的とする科目が配当され，二年次に法律基本科目について，さらなる基礎的知識の補強と知識の運用能力を身につけさせることを目的とした科目が配当されている。二年次配当の法律基本科目は，主に対話型演習の形式で授業が行われている。司法試験の合格のみならず，実務家を含めた法律家にとって，基本的な法分野の十分な知識とそれを駆使することができる応用能力は非常に重要であり，その部分を重視したカリキュラムの構成は，学生の基礎力を強固にするものとして評価できる。学生に基礎力が十分に備わり，法的に正しい思考ができれば，その後に学習するであろう隣接科目や先端科目にも，適切に向き合うことができるようになると思われる。その意味で，本法科大学院が採用している「重ね塗り」と称する，基本的な法律科目についての繰り返し学習と学習の進度に合わせ螺旋状にレベルを上げていく学習方法は，教育効果を高める方法といえる。実際に，外部評価委員と学生との面談において，学生の意見として，本法科大学院の授業が重ね塗りであることにより，無理なく学生のレベルを引き上げているという趣旨の感想もあった。

また，二年次及び三年次に配当される，隣接・展開・先端科目は，豊富な分野に及び，実務家教育としての実務基礎科目も充実しており，エクスターンシップ，ローヤリング等のカリキュラムが組み込まれている。特に，ユニークで興味深かったのは，「ワークショップ企業内法務」という授業である。様々な実務家が授業を担当するようであるが，授業

に関する学生のアンケートを見ても，実務の多様性を肌で感じ，将来の進路の選択に役立っているようであるし，学習へのモチベーション維持に非常に有意義であるように思われた。また，エクスターンシップにおいて，アジア各地の弁護士事務所に学生を派遣する先進的な試みがなされている点も，国際化に対応する優れたカリキュラムであると評価できる。

次に，成績評価についてであるが，採点済み答案が返却され，かつ試験の採点基準が明らかにされており，学生が自身の評価を客観的に確認する手段がとられており，評価の公平性，透明性が担保されている上，学生が効率よく復習を行い，要求されているレベルを確認することができるシステムとなっている。この制度は，学生の学習効果に資するものであり，高く評価できる。

3　教育方法について

本法科大学院の教育設備の点でも，充実しており，法科大学院自習室は２４時間使用することができ，蔵書や個人ロッカーの備え付け等，学生の自習環境にも配慮されている。

授業形態は，講義形式と双方向授業とを組み合わせているようであり，外部評価委員が授業参観したのも，二つの形式の授業であった。講義形式の授業では，詳しい資料が配付され，教員の真摯な姿勢が感じられた。

「対話型演習」と分類されている科目でも，教員の熱心さは伝わるものの，対話形式というより，教員が学生に基本的な知識や判例の解釈を確認していく方式で授業が進行した印象であった。対話型の授業のメリットは，学生が予習してきた正しい結論を述べることにあるのではなく，各個人の思考過程を披露し，いかなる法的な思考，論理的な積み重ねを行っているのかを共有しながら，新たな発想を得ることができる点にあるように思う。教員が，一問一答式に結論部分の回答を求めるのでは，他の学生の思考過程を体感することができず，学生の思考能力や問題点に対する法的な創造性を向上させる機能が十分に果たしきれないのではないかと感じるところがあった。

また，短時間の参観であったが，学生の学力に大きな差があることも垣間見られた。教員に回答を求められた学生には，十分な学習効果があがって理解が進んでいると思われる学生と，そうでない学生とが存在した。明確な回答に繋がらず，何度も回答を求められていた学生を見ると，大前提となる制度の趣旨及び制度相互の関連性等の理解が十分ではないか，あるいは制度趣旨から論理的に積み上げて思考することができていないのではないかと思われるところがあった。しかし，その授業では，教員がその部分まで掘り下げることなく，授業が進行した。他の学生との兼ね合いもあり，難しいところではあるが，せっかくの対話型の授業であるから，学生の思考力の強化に繋がる工夫がなされると，より素晴らしい授業になるものと感じた。

この点は，本法科大学院での原級留置の割合との関係でも，気になった点である。本法

科大学院は，学生と教員の距離が近く，学生の教員に対する信頼は厚い。オフィスアワー等も十分に活用されており，外部評価委員と面談した学生は，皆，オフィスアワー等で教員に質問をすると，丁寧に時間をかけて教えてくれると述べ，教員のサポートに満足をしている様子であった。教員の人数が多く，一人一人の学生に対するサポートも手厚く，各教員は非常に熱心に教育にあたっておられる。しかるに，その一方で，相当な割合の原級留置がある。それは，厳格な成績評価の裏付けであるのかも知れないが，それのみが要因なのであろうか。前述の授業の様子から，学生が正しい結論，正しい回答を受け身で教授されることに満足し，自身の思考過程を一つ一つ検証し，様々な法律構成を試みたときの論理的関連性を深く掘り下げて検討する機会を十分に得ているのだろうか，と感じるところがあった（ただし，これはあくまで，短時間の授業参観で抱いた主観的感想に過ぎない意見であることをお断りしておく。）。

本法科大学院が，素晴らしい教育を実践されているだけに，学生にはその成果を遺憾なく発揮していただきたいと期待している。

4　教育体制その他の事項について

本法科大学院でのファカルティ・ディベロップメント活動は，形式的なものにとどまらず，実際の教育の改善に結びついており，高く評価できる。ここにも，本法科大学院の意気込みが表れていると感じる。

また，優秀な学生の確保に向けた取り組みも高く評価される点である。従来の飛び入学制度に加え，学部３年＋ＬＳ２年モデルのコース化がなされ，優秀な学生の負担の軽減を図るとともに，優秀な学生を早い段階から確保し，本法科大学院へ進学させるための方法として優れた取り組みであると考える。まだ，取り組みが始まったばかりであるが，今後の成果に期待したいところである。

5　この度の外部評価における意見は，以上のとおりである。外部評価を通して，本法科大学院が，たゆまぬ努力のもと，高いレベルの実務家教育を実践されていることが十分に理解できたが，今後も，その成果を存分に発揮し，さらなる発展を遂げられることを期待している。

Ⅱ－３　神戸大学法科大学院　外部評価報告書

谷　英樹
（弁護士）

1　はじめに

今回の外部評価にあたっては，法科大学院から概況について説明を受け，施設および授業を見学し，法科大学院生と面談してヒアリングする機会を得た。

私は，弁護士会において司法改革に関する課題を担当する委員会に所属し，また，2013年から2016年まで日弁連事務次長として法科大学院の改革を含む法曹養成制度の改革課題に対する日弁連の取組みに接し，さらに，2017年度は大阪弁護士会副会長として法曹養成制度についての弁護士会の取り組みに関与してきた。そうした経験をふまえて，本法科大学院の状況をみれば，総じて法科大学院として理想的な運営がなされているものと考えられる。

今後も日々の教育活動のなかで，改善の努力を重ねつつ，この理想的な運営を維持，発展させることが期待される。

以下，具体的な観点ごとに意見を述べる。

2　教育の内容および方法

(1)　本法科大学院においては，目的として，すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を有する職業法曹の育成とともに，ビジネス・ローと呼ばれる広義の企業取引に関わる先端的分野について，特に深い知識と応用能力を有する職業法曹の育成を掲げている。

この目的のため，ワークショップ企業内法務や外国法の授業，海外インターンシップの制度が設けられているが，ワークショップ企業内法務を受講した学生からのアンケート結果によっても，企業内法務における具体例を交えた講義を聞いて興味を持ったなどの評価が寄せられており，また，学生からのヒアリングでも，この講義がビジネス・ローや企業内法務に興味を持つ契機になった状況がうかがえた。

ビジネス・ローに関する知識と応用能力の習得を目的の一つとし，カリキュラムでも力点を置いていることから，入学前からビジネス・ローを志す学生にとって貴重な学修の機会を提供しているだけではなく，入学後にビジネス・ローの分野に触れる学生にとっても，ビジネス・ローや企業内法務に興味を持つきっかけを提供することにつながっているものと思われる。

法曹としての知識・能力を習得するためには，実定法全般についての基礎的な知識と思考方法を身につける必要があるが，もとより，この点についてのカリキュラムと教育

内容も整えられており，そのうえに立って，ビジネス・ローに力点を置き，成果を出しているものと考えられる。

こうした成果は，法科大学院設置前から，法学部においてビジネス・ローの分野で活躍する豊富な人材を輩出し，このような人材を講師に招くなどしてカリキュラムを提供していることによるところが大きいと考えられる。こうした人的資源を有することは本法科大学院の強みであり，今後もこれを有効に活用して，多様な教育を展開することが期待される。

(2) 授業については，法律基本科目を見学したが，必要な論点が取り上げられ，その方法に関しても，担当教員による資料の作成と双方向の授業が効果をあげているように見受けられ，実務法曹を養成すべき法科大学院に求められる水準に達していると考えられる。

特に，教材については，担当教員によってオリジナルの教材が作成されているということであり，このような授業の内容に即した教材の使用は教育効果に大きく寄与していると思われる。内容も，対立する利益状況を具体的に想定しながら，法的にどのように調整がなされているか，また調整すべきかを考えさせるもので，法的思考を習得するために適切な内容であった。

そして，学生も必要な予習をしたうえで授業に臨んでいることがうかがえた。学生からのヒアリングでも，学部での授業は講義が中心だったが，法科大学院では自分で考えないといけなので，予習が大事だとの認識が述べられていた。ただ，予習と復習をどのように配分するかは学生によって異なっているようであり，その点では学生が各自の環境と適性に合わせて自主的に判断しているものと考えられ，学生自身の意欲の高さを感じることができた。

(3) 本法科大学院においては，予備試験を合格したことによる中途退学がきわめて少ないということである。また，いわゆる予備校を利用する学生も多くはないということである。

その要因はいくつか考えられるようであるが，学生も法科大学院で学ぼうとする意欲をもって入学し，教育の内容と水準も法曹志望者を養成するのにふさわしいものであることによる部分も大きいと思われる。学生からのヒアリングでも，予備試験よりも法科大学院の修了を目指す理由として，人間関係が広がることのほか，疑問点を質問できることや，授業や質問を通じて勘違いがわかったという経験をしたこと，予備試験では実務のイメージをつかめず，進路を早くから決めることができないことなどが挙げられていた。このことからも，本法科大学院における環境と教育の内容が充実したものであることがうかがえる。

予備試験を目指したり予備校を利用したりする学生が少ないということは，法科大学院での本来の教育を落ち着いた環境で行うことができることにつながっているものと考えられ，そのことが教育環境を向上させる要因となり，それがさらに，法科大学院

での本来の教育課程を経て法曹を目指そうとする意識の醸成にもつながっているように思われる。

(4) また，本法科大学院においては，未修者に対するスタートアップ・プログラムを提供し，その取組みは文部科学省の法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムでも優れた取組として評価されている。

このプログラムでは，教員による演習のほか，入学前から，未修出身在学生や法科大学院修了生による説明やアドバイスを受ける機会など重層的なプログラムが提供され，成果を上げているものと考えられる。学生からのヒアリングでも，特に法学部以外の出身の学生から，入学前に受けた勉強方法についての指導は役に立ったとの感想が述べられていた。

未修者教育の充実は本来，入学後の正規のプログラムによって行われるべきであるとの原則論はありつつも，未修者教育の充実は法曹の多様性確保のための重要な課題であり，そのための貴重な試みであると考えられる。

この取組みの内容と成果を分析して，今後に生かしていくことの意味は大きいと思われる。

(5) エクスターンシップについても，一定の効果を上げているものと考えられる。学生からのヒアリングでは，法律事務所で多様な場面を見ることができ，進路を考えるにあたって影響を受けた旨の感想が述べられていた。

3 教育の体制

(1) 教員の配置に関しては，十分な数の水準の高い教員が配置されているものと考えられる。設置基準では20名以上の専任教員が必要とされているが，これを大きく上回る31名の専任教員が配置されており（みなし選任教員を含む），収容定員240名という学生数に照らして十分な数であり，また，年齢構成や科目間のバランスもはかられている。実務家の非常勤教員も，それぞれの分野の専門家が充てられており，水準の高い授業が展開されているものと思われる。

(2) 教員の指導能力の確保については，ファカルティレポートの公表のほか，学生のアンケートに基づき，一定の場合に専攻長が事情を聴き，自助努力を促す仕組みをとっているということであり，必要な対応がなされているものと考えられる。

(3) 学生数については，定員が未修と既修あわせて80名程度とされており，実際の入学者数も70名から80名あまりである。このため，授業も少人数で行うことができ，双方向での充実した教育が行われているものと思われる。

学生からのヒアリングでも，1Lの授業では特に学生数も少なく，発言する機会も多かったと述べられており，見学した授業でも，出席者の多くが発言を求められ，双方向での授業が効果的に行われていた。

(4) このように，教育の体制に関しては，教員の構成，学生数などからみて，理想的な体

制がとられているものと考えられる。

4　入学と修了

入学に関しては，飛び入学制度が採用されている。この制度により，すでに 11 人が法科大学院を修了し，うち 7 人が司法試験に合格するという高い率で合格者を輩出している。

法曹になるための時間的・経済的負担の軽減は今日大きな課題となっているが，この成果は貴重であり，その要因等を分析して今後の取組みに活かしていくことが重要であると考えられる。

5　学生の支援

(1)　学生の支援に関しては，施設の面では，自習室が設けられ，必要な資料が揃えられているものと見受けられた。また，社会科学系図書館および法学研究科資料室を利用することができるほか，オンラインにより各種データベースにアクセスできる環境が整えられているが，その内容は法科大学院として十分であると考えられる。

自習室は 24 時間利用することができ，学生からのヒアリングでも，夜間にも自習室が利用されている様子が述べられ，各自のニーズに合わせた利用がなされているようであった。夜間に自習室の利用を認めるにあたっては安全の確保が課題となるが，必要な対応がなされていると考えられる。今後も安全面に配慮しながら 24 時間利用を継続していくことが，学生の利便性に大いに役立つものと思われる。

(2)　学生への支援という点では，オフィスアワー等の相談体制が整えられているほか，前記の未修者に対するスタートアップ・プログラムが特筆すべきものと思われる。

学生からのヒアリングでは，教員に質問したり，学生同士で疑問点を議論しあったりできるのが法科大学院のよいところだとの認識が述べられていた。上記のような相談体制や自習室等学生が自主的に利用できる施設がこのような場を提供することにつながっていると思われる。

6　おわりに

本法科大学院においては，教育の環境・体制・内容のいずれもが充実し，総じて法科大学院としての理想的に運営されている姿を見ることができた。法科大学院制度が岐路を迎え，その集中改革期間のなかで様々な改革が検討されている現在，本法科大学院は多くの面でリーダーとしての役割を果たすことが求められる立場に立つものと思われる。

今後の発展に期待したい。

III　　現状の説明および質疑応答の概要

Ⅲ－１　法科大学院の現状説明

外部評価委員会においては，最初に，上嶌一高専攻長より外部評価委員に対して，本法科大学院の現状説明が行なわれた。その内容の反訳を，以下に掲げる。

まず，神戸大学法科大学院の現況について，その概要をご説明いたします。主に，お手許の『神戸大学法科大学院の概況』にしたがってお話し申し上げますが，それ以外に『神戸大学法科大学院案内』をご覧いただくこともございます。まず第一に，教育・成績評価，教育の体制について，第二に，入学・進級・修了，第三に，学生への支援，第四に，最近の神戸大学法科大学院の取組みについて，順に申し上げます。

１．はじめに

神戸大学法科大学院は，平成18年3月に初めての修了生を出し，平成29年3月に第12期の修了生を出しました。その累積人数は954名です。これまで司法試験には，665人が合格しております。累積合格率は約70%ということです。また，修了者の就職につきましても，任官，任検を含め，概ね良好な成績を上げていると申し上げてよいかと思います。司法試験の成績，それから修了後の進路については，「概況」の32頁以下に記述がございますので，ご覧いただければと思います。

２．教育・成績評価，教育の体制

まず，教育についてでございます。「概況」の2頁をご覧ください。「入学者受入方針」に示されていますように，神戸大学法科大学院は，教育目標として，すべての法曹に必要な基本的知識と豊かな応用能力を有する職業法曹を養成すること，そして，ビジネス・ローと呼ばれる先端的分野について，特に深い知識と応用能力を有する職業法曹を養成することを掲げています。

このような目的に即して，円滑に学修を進めることができるようカリキュラムを設定しております。なお，「概況」の5頁にありますように，学生の進級・修了との関係において，神戸大学法科大学院では，未修者1年次を「１Ｌ」と呼んでおります。そして，未修者が進級して2年次と既修者の1年次とが合流するところを「２Ｌ」，それから，未修者3年次・既修者2年次を「３Ｌ」と呼んでおります。現在，１Ｌは，20名弱のクラスで，そして２Ｌは，学年を2クラスに分けまして，それぞれ40名弱で授業を行なっています。

教育内容・方法につきましては，「概況」の6頁以下にございます。その特徴としましては，「重ね塗り」方式というものを掲げております。基本的な法律科目については，同一の

法律科目分野に属する範囲を繰り返しながら学修させつつ，その内容を学期・学年が進むにつれてより深化・高度化させる，そして，いわば「螺旋状」にレベルを上げていくという考え方にしたがって，教育を行なっているところでございます。また，２Ｌからは双方向的・多方向的な教育手法を導入しております。そして，応用的・先端的科目が２Ｌから始まります。先行する基本的な法律科目の学修の進行に応じて，順次，配置されているところです。

次に，「概況」の 8 頁をご覧ください。基本的な科目につきましては，神戸大学法科大学院の学生が，修了までに，どのような点を修得すべきかということを具体的に示した「神戸大学法科大学院における到達目標」を定めております。これにしたがって，各授業科目が，どのような範囲を扱うものであるかを明らかにしています。同一分野においても，これにしたがって各授業の関係の整理を行なっております。

授業科目は，法律基本科目，実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目の４つに区分されます。具体的には，「概況」の 9 頁以下をご覧ください。さきほど「重ね塗り」と申しましたが，9 頁の「法律基本科目」の表にありますように，法律基本科目については，このような形で，各分野の授業科目が展開されておりまして，１Ｌでは，概括的に各分野の基礎を学ぶことができるよう，そして２Ｌ以降では，重要な部分について，より深めながら，実践的な内容をもつ授業を行なっております。基本的な科目におきましては，学期期間中に小テスト（中間テスト）が行なわれます。２Ｌ配当科目については，小テスト実施期間が学期中に１週間設けられていまして，この期間に，集中的に行なわれることになっています。

そして，弁護士・裁判官・検察官の先生にご担当いただく実務基礎科目も充実しておりまして，法律基本科目と連携して行なっております。そのほか，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目については，それぞれ 10 頁以下に記載がありますので，ご覧いただければ，と存じます。

次に成績評価についてですが，「概況」の 14 頁以下をご覧ください。期末試験，中間試験，授業への貢献やレポート等により評価をし，「秀，優，良上，良，可上，可，不可」の７段階の評定をしています。原則として，厳格な評価を行なうため，上位の評定を付す割合が定められておりまして，14 頁から 15 頁にかけて記載がありますように，秀は，当該科目の履修登録者の１割以内，秀と優は，あわせて同じく３割以内，秀と優と良上は，あわせて同じく６割以内としています。期末試験については，採点基準を示すとともに，答案のコピーを学生に返却し，また多くの科目では，答案返却会を実施しまして試験の講評をするなどして，学生が効果的な復習を行なうことができるよう配慮しております。

教育体制についてですが，法科大学院担当教員は，「概況」の 12 頁に記載のあるとおりでございます。法学研究科の専任教員 50 名弱が教育にあたっており，学生数が比較的多い法科大学院であるにもかかわらず，教員１名あたりの学生数は非常に少なくなっております。具体的に，どのような分野にどのような教員がいるかにつきましては，パンフレット『法科大学院案内』の 22 頁以下をご覧いただけますと，各分野ごとに教員の紹介をしております。

たとえば24頁などをご覧いただきますと，司法試験の選択科目の分野，あるいはビジネス法分野についても，豊富な教員がいるということがお分かりいただけるかと思います。

次に，法科大学院の運営については，「概況」の26頁以下にございます。法学研究科教授会とは別に，実務法律専攻会議を設置し，法科大学院担当教員がその構成員となって，毎月行なっております。また，「概況」の27頁の表にありますように，専攻会議の原案を作成する法科大学院運営委員会や，主に教務関係の事項を所掌する法科大学院教務委員会を設け，また，事項に応じて，WGなどを常設しており，カリキュラム，入試等について，日常的に検討・検証を行なっております。

教育改善，ＦＤについては，「概況」の27頁にありますように，各授業科目について，まず授業アンケートを各学期末に行なって，各科目のアンケート結果は，一覧にして専攻会議において明らかにされ，法科大学院担当教員の間で共有されています。近年のアンケートの結果については，「概況」の30頁以下に掲載されております。質問項目についての全ての科目の平均値は，比較的良好な数値を示しているといってよろしいかと思います。また，各学期に特に２週間の相互授業参観期間を設け，各教員が，他の教員の授業を参観し，自己の授業の方法の改善に役立てております。そのほか，教育改善ワーキングチームが，教育改善意見交換会の実施など，ＦＤ活動の促進に努めております。

以上が，教育等についてでございます。

３．入学・進級・修了

次に，入学・進級・修了についてです。入学については，「概況」の5頁の表をご覧になってください。入学者数・入学定員等について記載がございます。入学定員は80名で，未修20名程度，既修60名程度として募集しています。入学者数については，平成27年度までは入学定員とほぼ一致してきましたが，近年は，入学者数が入学定員を少し下回っております。

入学者の選考，すなわち入試については，3頁をご覧ください。入試は，第一次選抜および第二次選抜の二段階で行ないます。第一次選抜は，書類審査により行ない，第二次選抜は，第一次選抜の合格者について筆記試験を行ない，筆記試験の結果と書類審査の結果を総合して選考をいたします。未修者コースについては，小論文試験に加えて面接も行ない，その結果も考慮して合否を判断することにしております。また，既修者の入学試験との併願も認めることとしております。既修者のための法律科目の筆記試験は，基本の 7 科目について行ない，7科目中2科目以上が一定の成績に達しない場合—「欠点」と読んでおります—は，他の科目の成績にかかわらず，不合格となります。

なお，平成30年度入試においては，これまでの入試とは別に，初めての試みとして，「未修者特別入試」を9月に実施しました。これは，法学未修者コースの募集人員20名程度のうちの5名程度について，社会人・他学部卒業者の入学を対象として実施したもので，選考は，提出書類にかかる審査と面接の結果を総合して行ないました。

また，既修者については，飛び入試・早期卒業者を対象とした新たな仕組みを，来年度入試から導入することを検討しているところでございます。

次に，進級についてです。１Ｌ，２Ｌについては，原級留置（留年）の制度があります。１Ｌにおいて通年で 26 単位以上を修得できなかった場合もしくは２Ｌにおいて通年で 24 単位以上を修得できなかった場合，または，１Ｌにおいて１Ｌ配当の必修科目の GPA が 1.5 未満もしくは２Ｌにおいて２Ｌ配当の必修科目の GPA が 2.0 以下である場合に，原級留置の対象となります。原級留置となりますと，取得した授業科目の単位も基本的に無効になりますが，成績が秀，優および良上であった授業科目の単位は，無効とされません。

そして，１Ｌから２Ｌに，２Ｌから３Ｌに進級し，所定の単位数（１００単位）を取得した者が法科大学院を修了するということになります。

４．学生への支援

次に，学生の支援についてでございます。「概況」の 18 頁以下をご覧ください。

まず，未修者と既修者に分けて，入学前説明会というのを行なっています。今年は，１月６日，先週の土曜日に行ないました。法科大学院入学後の学修・生活についてイメージを持たせ，4 月入学までの約３か月をどのように過ごせばよいかについて，教員と在学生から具体的なアドバイスを行なう，というものです。ほぼ全員の入学予定者が参加しておりました。また，入学時には，ガイダンスとともに，既修入学者に対しては，自習成果確認テストを行なっています。

「概況」の 21 頁の後半以下には，学修相談について述べられています。１Ｌについては，「未修者スタートアッププログラム」というものを実施しておりまして，その一環として，未修者全員を対象として，２回，複数の教員が個別面談を行なっており，各人の学修について，個別的なフォローと詳しいアドバイスを行っています。また，法科大学院を修了し，研究者となった 3 名の教員が，分担して，各学生の担任となりまして，各学生の状況に応じた，きめ細かな対応を可能とするようにしました。２Ｌについても，また，３Ｌについても，面談の機会がございます。

それから，同窓会等による学修支援としては，「概況」の 22 頁にございますけれども，神戸大学出身の法曹が組織する「凌霜法曹会」と神戸大学法科大学院修了者が組織する「法科大学院同窓会」とがございます。それらによる学修支援として，１Ｌ生を対象とする「法律文書作成指導」，２Ｌ・３Ｌ生を対象とする学修指導―「チューターゼミ」と呼ばれております―と，修了者である司法試験受験生を対象とする教育指導である「サポートゼミ」とが行われております。

施設等については，18 頁以下に記載がありますので，ご覧になってください。

５．最近の取組み

最後に，最近の取組みについてご説明をいたします。

まず，他の法科大学院との連携について，「概況」の 35 頁をご覧ください。(a)として「先導的法科大学院懇談会」というものを挙げております。平成 29 年度より，司法試験合格実績や先導的な取組みなどにおいて法曹養成教育に成果を挙げている 7 つの法科大学院が組織するコンソーシアムとして「先導的法科大学院懇談会」—「ＬＬ７」というように呼んでおります—が組織されました。7 つの法科大学院とは，神戸大学法科大学院のほか，東京大学・一橋大学・京都大学・中央大学・早稲田大学・慶應義塾大学です。このＬＬ７は，ロースクールにおいて学ぶことの意義や魅力等を社会に発信するとともに，将来的には，法科大学院の価値を高める事業を共同して行なおうとするものです。

それから(b)として，広島大学法科大学院の教育改善に向けた連携・支援というものを挙げております。平成 28 年から，広島大学法科大学院との連携のための協議を開始いたしました。具体的には，広島大学法科大学院の司法試験合格率向上に向けた教育改善のために，平成 28 年度に連携・支援のための協定を結び，授業配信，合同の説明会等を行ない，平成 29 年度には，連携協議会を立ち上げて，ＦＤ活動の共同実施や，広島大学でのカリキュラム改革への助言・改革案の提示を行なっております。

次に，法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて申し上げます。お手許の「法科大学院の先進的取組」という資料をご覧になってください。文部科学省によるこのプログラムは，各法科大学院の先導的取組みを支援し，教育力の向上を促すものです。平成 30 年度分の結果が先月，12 月末に公表されました。おかげさまで，神戸大学は，基礎額算定率 90%に加え調整後加算率 45%をいただき，135%の配分をいただくこととなり，配分率において全国一位という結果となりました。具体的な取組内容は—これは文科省における公表資料ですが，１枚めくっていただきますと—順に五つ，神戸大学にかかわる部分を抜粋して掲げております。まず一つは，先ほど申し上げました広島大学への支援ということでございます。そして２番目に，1 枚めくっていただきまして，兵庫県弁護士会との協定等も活用して行う法科大学院と学部教育との連携でございます。そして，もう 1 枚めくっていただきますと，３枚めの左下のほうになりますが，アジアへの海外インターンシップと，「ワークショップ企業内法務」という授業等を組み合わせた「次世代型・グローバルビジネスロー教育」プログラムというものでございます。それから，４番目が，もう 1 枚めくっていただきますと今度は左上でございますが，未修者教育の充実を図るさまざまな試みを組み合わせて行なう「未修者スタートアッププログラムの拡大」ということでございます。そして５番目が—もう 1 枚めくっていただいて，最後でございますけれども，その左下にございます—神戸大学のトップローヤーズ・プログラム—「ＴＬＰ」と呼んでおります—を最終段階とし，法科大学院在学中から修了後も継続して教育の機会を段階的に提供し，ＴＬＰによって博士号を取得した弁護士に法科大学院の教員となって法科大学院に戻ってきてもらうということを目的とした継続教育プログラムでございます。以上が五つの取組みということになります。

私からの説明は以上でございます。ご静聴ありがとうございました。

2　外部評価委員との質疑応答の概要

上嶌一高専攻長による神戸大学法科大学院の現状の説明のあと，外部評価委員と，神戸大学側出席者との間で質疑応答が行なわれた。その後，外部評価委員による学生面談，授業参観および施設見学を経て，さらに補充的な質疑応答が行なわれた。それら二度に渡る質疑応答の概要は以下のとおりである。

（1）法科大学院の現状説明を承けての質疑応答

【教育上の特色をめぐって】

Q. 教育目標として，ビジネス・ローと呼ばれる，企業取引にかかわる先端的な分野について特に重点を置いているということだが，具体的にその分野でカリキュラム上の工夫をしていること，それから特に「ワークショップ企業内法務」という科目の具体的な内容や学生の評価等について，お聞かせいただきたい。（谷委員）

A. 御指摘のように，ビジネス・ローの分野で科目を多数展開している。まず量的な側面だが，配付資料の「法科大学院案内」の 14 ページをごらんいただくと，科目の展開の表が示されており，特に経済関係法のあたりがビジネス・ローと関係する分野である。なお，私どもの法科大学院では，特に司法試験の選択科目，経済関係法に限らず全ての選択科目に，担当の専任の教員がいるというところが特徴であり，労働法，経済法，知財法など，ビジネス関係法を含む全ての司法試験選択科目に専任教員を配置している。

ワークショップ企業内法務については，ほかの法科大学院でもなかなか取り組みの例がないのではないかと自負している。「法科大学院案内」の 6 ページから 7 ページに科目の概要が掲載されているが，これは企業内の実務家，弁護士，および企業内法務のプロフェッショナルをお招きし，それらのかたたちの経験や企業内法務に進むために必要な知識などを学生に話していただく。法曹実務に携わっておられるかたの職域拡大とも関係すると思うが，「こういうところにも法律家の需要がある」，「企業の中でも十分に法曹実務家の働く場所，活躍される場所がある」，ということを御自身の経験に基づいてお話しいただくという，そういうプログラムとして設けている。（島村教授）

「企業法務」ではなくて，「企業内法務」というのがポイント。今の説明のように，一つは，職域拡大として増えつつある組織内弁護士，もう一つは，残念ながら法科大学院を出たけれども合格しなかった人，そのどちらも，企業としては欲しいということと聞く。かつ，「企業法務部から見ると現在の法科大学院は必ずしもニーズに合って

ない」という非常に厳しい見方もある。法科大学院は，法曹三者には向いているけども，企業内法務，組織内の法務部に必要な視点はまた違う，というのが彼らの意見で，そこに特に重点を置いて授業を始めたわけである。何が違うかというと，企業の外部の弁護士と，企業内弁護士がどう違うのかという，突き詰めればそういうことになってくる。そこで，ワークショップ企業内法務の授業では講師のかたの経験をお話しいただくことに重点を置いており，各企業の法務部長経験者（若手も時々おられるが）が，自分たちはどのように法律問題を処理してきたかといったことを通じて，課題として思っていること，それから面白さと，よくないところなどということを，さまざまな分野，業界，それからさまざまな規模の企業のかたにお話いただくという仕組みになっている。

数年前にそのように始まり，現在は，「組織」内弁護士，つまり企業内だけでなく，公務員の人たちにも拡大している。さらに，やはり法律事務所の弁護士の視点も，それが企業内弁護士とどう違うのかを示すという意味で，同時に提供したほうがいいなと考えて，事務所の弁護士のかたにも１人か２人入っていただくというふうになってきている。講師のほとんどのかたは，神戸大のＯＢ，ＯＧであり，多くは部長クラスなので，法科大学院よりもっと前の世代のかただが，最近は法科大学院卒業生も手伝い始めるようなところまできた。（中川教授）

Q. 組織内で弁護士がどういうふうに活動するのかというのは，極めて重要な課題であると思われるので，大変興味深い取組みとお聞きした。そのような授業を受けて，企業を含め組織内で弁護士として活動するということを目指すようになる学生の実例なり，あるいは，傾向なりがもしあればお教えいただきたい。（谷委員）

A.「法科大学院案内」の 9 ページに修了生の就職状況という表があり，その中の黄色い部分が私どもがビジネス系と呼んでいるところで，そこに「企業（企業内弁護士を含む）」の列がある。弁護士登録をしているものもしていないものもあるが，企業内法務を担当しているものが累積で 49 名になっている。年によって増減があるが，多い年は 8 名とか 6 名ぐらい。まず普通の事務所に就職をしてその後に大手の企業の企業内法務に進む者もいるので，弁護士になったばかりのときの世代は少ないのだが，転職をするなどしていくと，だんだん増えてくるのではないかと思っている。

なお，私どもの課題は，ＬＳを出て修習を終えてからの修了生の進路，就職をした後で今どこにいるのかというのを把握することで，それがなかなか難しいのだが，メーリングリストを活用したり同窓会の協力を得るなどしながら，修了生が現在どういう事務所で，あるいは企業で働いているのかということをなるべく捕捉できるよう試みている。（島村教授）

【入試をめぐって】

Q. 既修者試験については，7科目のうち2科目以上欠点であれば不合格という扱いをしているということだが，逆の言い方をすると，1科目だけ欠点であれば入学を認めるということになろう。その，欠点をとった1科目について，入学後のケアというのはどう行なっているのか。1年生配当科目を履修させるように義務づけてるのか，それとも別のケアをしてるのか，そのあたりを教えていただきたい。(阿部委員)

A. ご指摘のとおり2科目欠点だと不合格なのだが，1科目欠点の学生も，年によって違うが数名ないし2桁あり，そういう学生については，入学してからだと勉強不足のまま入ってくることになるので，入学前に全員呼び出し入学前のガイダンスというのを実施している。例年1月の第1週の土曜日に行なっており，今年で言えば1月6日に，合格者で入学手続をした人を全員呼び出した。教員側も基本的にはその7科目の教員が揃う。そこで，一般的なガイダンスもするのだが，それとともに，「あなたはこの科目が欠点である」という通知を1通ずつ封筒に入れ当該学生に配付する。そして，「入学前にここまでの勉強をしてきてほしい」というガイダンスを，各科目の教員から文書にして配付をしている。学生に期待することは，欠点をとった科目については3月までに，特に法科大学院の必修の授業についていけるような水準まで高めてもらうこと。そして，自習をした成果の確認のテストを4月の冒頭，第1週に実施し，そこでその学生がちゃんと既修の授業を受けられるような学力を身につけているかということをチェックすることにしている。1Lの科目を履修させるというところまで行けば徹底してると思うが，そこまでは対処できていない。(島村教授)

Q. どこの大学でも同じだと思うのだが，既修認定の趣旨ということからすると，そこが大きな問題ではないか，と思う。確認テストできちっと改めて既修認定してるということであれば，それは一つのあり方だとは思うが，特に民法などで欠点をとってしまうと，実際のところ，1年生配当科目を受講させるのはまず不可能であろう。そういう中で，どういう形で7科目全部を既修認定していくことのかということは，とても難しい問題だと思う。(阿部委員)

Q. 飛び入学および「3プラス2」プログラムについて，詳しく聞かせていただきたい。(坂井委員)

A. 飛び入学自体はだいぶ前からやっており，未修者の飛び入学については，法科大学院が始まった頃から実施している。他方，既修者の飛び入学制度を設けたのは 27 年度で，既修者についても既に入学実績がある。正確な数字は後でお答えする。

　毎年，数名合格者は出ており，飛び入学者，および3年次卒業で法科大学院に入るという動きは，少しずつだが増えてきていると理解している。そういった学生は他大学の法科大学院に進学することも多いのだが，神戸大学法学部から飛び入学，早期卒業で法科大学院に進学したり，あるいは，他大学の早期卒業ないし飛び入学の学生が本学法科大学院に入学するというのも最近では少しずつ増えてきている。

「３プラス２」という取組みは平成29年度から始めたもので，兵庫県弁護士会にサポートいただいてる。神戸大学法学部を３年で卒業するなり，そこから飛び入学するなりして，ＬＳの既修コースに入ってきてもらって，合計５年で司法試験を受けられるようにしていこう，という取組みである。（島村教授）

Q.「３プラス２」というのは，もう実績としてあるのか。（坂井委員）

A．ある。「３プラス２」プログラムは，まず学部の１年生・２年生—特に１年生—にプログラムの登録をしてもらう。平成29年度から始めて，１年生は42名，２年生は５名登録している。その登録の効果というのは，法律系の少人数科目を優先して履修することができる—実定法の演習は募集定員より多くの学生が応募することがあるが，そういう際に優先的に履修できる—というもの。また，いくつかのイベントも企画していて，例えば，法科大学院の授業について，学部生の見学はふだんはさせないのだが，「３プラス２」への登録をした学生については，事前にガイダンスをした後，法科大学院の授業を特別に参観させるということをしており，また，進路指導をしたりということもしている。

また，その登録をした学生で神戸大学の法科大学院に進むものについては，早期卒業の要件を若干緩和をして，通常「優５分の４以上」であるところを「優３分の２以上」とした。そういう学生については積極的に学士の学位を与えて神戸大学法科大学院に安心して進んでもらえるように，という趣旨である。

【教員組織をめぐって】

Q．法科大学院というのは当然，教育機関だけじゃなくて研究機関でもある。そこで，教員の研究時間の保障や，あるいはサバティカル・在外研修の保障などについて，法科大学院の専任教員に関してきちんと対応しているか，お聞きしたい。（阿部委員）

A．法科大学院の教員についても，研究時間・サバティカル等について同じ扱いをしており，それ以外の教員と同じように研究時間等を確保している。担当授業数についても，教授が年間14単位，准教授が12単位という総量規制をしているので，教員の研究時間はできる限り時間を確保するように努力している。（大西研究科長）

Q．法科大学院の教員でサバティカルをとっている例はあるか。（阿部委員）

A．ある。本年９月からも予定があるし，とりわけ若手の教員には積極的に海外に行ってもらうようにしている。（大西研究科長）

在外研究に関してはまったく制約がない。（中川教授）

Q．法科大学院と理論法学専攻との間で，教員の入れ替えはやっているのか。（阿部委員）

A．やっているが，順序などは決まっておらず，法学部・研究大学院・法科大学院，全部含めて均等に割り振っている。（中川教授）

Q．組織体制として，ロースクールの独立性ということは，一定程度要求されることだろう。その関係で，特に合否判定や修了認定を，教員組織としての実務法律専攻として

独自にできてるかどうかは問われるところだろうと思うが，その点の担保はどのようになっているのか。合否判定と修了認定は専攻会議でやっているという理解でよいか。（阿部委員）

A. 法科大学院専攻会議というのを法学研究科の教授会に当たるものとして設けており，法科大学院に係る決定事項は全てそこで最終的に決めるという形になっている。法科大学院専攻会議は，実務法律専攻，すなわち法科大学院に所属している者と，理論法学専攻に所属しながら法科大学院の授業科目を現にその年度において担当している者とで構成されている。中にいる教員の感覚で言うと，多くの実定法の教員が，各年度とも，学部の授業を持ち大学院の授業を持ちローの授業を持ちという形で授業をしているので，自分がどの専攻に所属しているのかというのはあまり強く意識はしていないだろうと思うが，実務法律専攻と理論法学専攻は，組織としては独立している。（上嶌教授）

教育の関係では法科大学院は独立していると言える。これが専攻会議。他方，人事と財務に関しては，法学研究科の一部分なので，どうしても研究科教授会でやらざるを得ない。法科大学院（実務法律専攻）と理論法学専攻のどちらに配置するかというのも研究科長が決めることになり，その点に関しては完全な独立ではない。（中川教授）

【学生へのケアをめぐって】

Q. 自習室が 24 時間開放ということだが，そもそもロースクールというのは 24 時間ずっとこもってると精神的に落ち込んでしまう人も出てきかねない，そんな場所だと思う。そこで，学生のメンタルな部分のケアとか，あるいは自習室—ある種の密室空間だろう—での人間関係の問題とか，結構デリケートな問題も多いのではないか。そういった問題については，保健センターでの対応というのが一般的だと思うが，それはうまくいってるのか。メンタルなケアというのをどんな形でやっているのかということをお聞きしたい。（阿部委員）

A. 御指摘のように保健センターでの医師による対応というのが前提としてある。人間関係に関する相談のために保健センターを紹介する場合もあるし，メンタル的に調子を崩してしまったという場合にそこに相談する場合もあるが，そこに行く前段階では，学生からこちら側への働きかけとして，「学生の手引き」の中に，教務委員長である私の名前と，学生委員長であり女性教員である関根教授の名前が書いてあり，それなりの頻度で学生から相談がある。その場合には，人間関係に関する相談もあるし，成績が伸びなくてちょっと行き詰まってしまったというようなこともある。複数の教員，特に相手が女性である場合には女性の教員も含めて対応し，相談に乗って，人間関係のトラブルだったらもう片方の相手方を呼んで，大きな問題にならないようにケアをするということがある。

組織的な取組みとしては，１Ｌ生については年２回，２年生についても年２回，１人

ずつ学生を呼び出し，2人か3人の教員で全員の学生を呼び出してそれぞれ15分ずつぐらい—長い場合には 30 分ぐらいになる場合もある—勉強上の行き詰まった点はあるかとか，苦手科目はどうかとか，下宿生の場合には健康状態はどうかというようなことを網羅的に，学生を呼び出して話を聞くという機会を年にそれぞれ2回設けている。3年生についても，全員ではないが，希望者およびこちらが特にケアをしたほうがいいというような学生については呼び出して，2～3人の教員で対応している。勉強でどうしても行き詰まっているという学生については，その行き詰まった科目の教員が個別に面談を行ない，そこでなるべく問題が出てくる前に対処できたらいいと思っており，ここ数年はそういう対応をとっている。(島村教授)

Q. 以前の報告書を見ると，自習棟が24時間開放されていて，夜間になるとそこで防犯上ちょっと心配なことがあるという趣旨のことが記載されていた。それに対する何らかの対策はとられたのか。(坂井委員)

A. 防犯カメラを入り口に設置をしており，録画が常にされるようになっている。また，あとで足をお運びいただくが，自習室では暗証番号で入室するということになっているので，部外者はガラスドアを破らない限りは入れないということになっている。とはいえ，何分，夜間はキャンパス内の人が少ないということがあるので，防犯カメラは設置してあるがそれ以上の対応はできていないというところがある。(島村教授)

Q. 学校の出入りというのは24時間できるようになってるのか。(坂井委員)

A. はい。本学はあちこちが開放されており，正門にも全くゲートもない状態なので，誰でも入れる。(島村教授)

Q. おそらく2回生ぐらいになると，自分の志望というか，こういう方向に行きたいなということを少しずつ学生も思い描くようになると思うが,《こういう方向に進むのであればこういう科目をこういうふうに取りなさい》というように，体系的にその分野に必要な科目を履修させる，履修モデルのようなものは示しているのか。(阿部委員)

A. 学生は司法試験で精いっぱいなので，それに関連する科目以外は，企業内法務や刑事関係など，いくつかの選択科目を受けた経験から学生各自が「自分はここに関心があるかな」と思う，それぐらいがせいぜいのところ。また，学生を見ていると，在学中の希望と，実際に行ったコースとがずいぶん違う場合がある。それは，修習中に誰と出会ったかというのが大きくて，当初の志望とは全く違うところに進むことがある。したがって，履修モデルで「こうなりたいならこれを」と示してもあまり意味がないし，学生の側もそもそもあまり時間がないところがある。そのため，我々はモデルは示していない。(中川教授)

「履修モデル」というものまでは示していないが, 次のように対応している。学生が，必修科目の次にまず考えるのは司法試験の選択科目でどれを取ろうかということであり，学生は，どれが有利かとか，どれが就職に向いているか等，いろいろな要素で考える。そこで，選択科目の各担当教員と学生—実際にその選択科目を履修し，修了して

合格をした学生—とが一緒になってパンフレットを作成し，教員は選択科目の授業展開や教育内容について書き，修了生・合格生のほうは，司法試験にはこの科目が実は向いているとか，就職で役に立ったというようなことを書き，それを１冊の冊子にしてガイダンスの際に配付をするという取組みをしている。（島村教授）

【原級留置をめぐって】

Q. 原級留置者がかなりいるようで，これは恐らく非常に厳格に単位認定をしている結果だろうと思うが，こういう形にすると，例えば学生の中で，「もう自分はついていけない」とか「進路変更したい」とかというようなものも結構出てくるのではないか。資料によると，除籍になった学生はゼロということのようだが，１年間原級留置になって，進路変更，退学するなど，入学したけども結局卒業できなかった学生というのはどのくらいいるのか。また，そういう人に対するケアはどうしてるのか。（阿部委員）

A. 数字が手元でわからない点は，後半の質疑のときまでに用意させていたきたいと思うが，今ご指摘のように，除籍になる前に自主的に退学する学生は一定数ある。そういう学生は，進路変更をする場合が多いと聞いている。詳細に学生が言ってくれる場合もあるが，言ってくれない場合があり，例えば公務員試験を受けるとか，あるいは法曹三者以外の法律家—裁判所の事務官など—，そういうところに進路を定めてそちらに進む者もいるし，就職をする，最近では地方公務員になる学生が—ＬＳを修了はしたけれど司法試験に合格しなかった者も含めて—若干増えているというふうに聞いている。数字は改めて用意して後半にお答えしたい。

ケアについては，修了した後は大学と希薄になってしまい，あとは個別の，教員次第になる。例えば私は環境法専攻だが，環境法選択の学生で，合格しなかった人も含めて，その後も個人的なつながりで相談に乗ったりということはある。これは教員による。ただ，退学者への組織的なサポートというのはできていないというところがある。（島村教授）

ただし，退学するときには，基本的に教務委員長が面談をすることになっているので，事情等はそのときには聞き取りはしている。そして，問題が感じられる範囲ではアドバイスもしているのだが，その後となると，対応がちょっと難しいところがある。（上嶌教授）

（2）学生面談，授業参観，施設見学を終えたあとの補充的質疑応答

【一度目の質疑に対する回答の補充】

お尋ねいただいた，退学者・２回連続原級留置・原級留置になったうえで除籍にならないように自主退学した者，それぞれの数に関する資料を用意した。平成28年で言うと，１Ｌ生１人，２Ｌ生２人が退学をしているわけだが，このうち２Ｌは，そのままだと第２回目の原級留置のために除籍になるところを自主的に退学したというもの。平成28年は２人で，平成27年は１人，平成26年は４人となっており，こういう数の学生が潜在的な除籍対象者ということになる。

飛び入学については，実際に入学した者の数を拾い上げてみた。平成29年については，未修飛び入学が１Ｌ生１名，２Ｌ生が２名。ただしこれは合格者は実はもっといるのだが，そういう学生は，別の法科大学院に行ったりする。そのため，実際に入学をした数は平成29年３名，平成28年５名，平成27年１名ということになる。

男女比は，平成29年入学者で言うと，未修は，女性はちょっと少ないが既修は女性が３割ぐらいとなっており，例年大体３分の１ぐらいで続いている。

もう一つ，「ワークショップ企業内法務」についての学生の反応についても御質問をいただいた。これに関しては，「ワークショップ企業内法務」の授業を受けた学生に，その授業を聞いてどういう点がよかったか，どういう点が悪かったかというアンケートをとっており，担当の教員の中で共有をして改善に役立てている。学生の評価は，かなり肯定的といってよく，担当の先生方には，非常に興味深い講義をしていただいているというふうに私どもでは理解をしている。（島村教授）

【教育上の特色をめぐって】

Q．加算プログラムにおいてかなりグローバル化ということを念頭に置いているというのは，神戸らしいものだと思う。ただ，資料を見ると，加算プログラムの主眼は，法科大学院の在学生に対して何かをするというよりも，むしろ弁護士になった後のリカレント教育的なことに相当力を入れつつあるのではないか，という印象も受ける。「次世代型」ということを言っているわけだが，そのコンセプトとして，学生をきちっと育てて法曹にするという一番なコアな使命と，これからの世代の弁護士のキャリアアップを図っていくという，リカレントの部分と，どんな割合でロースクールの教育を展開していくというふうに考えているのか。リカレントの部分に対する力の入れ方ということについて，お聞かせいただきたい。（阿部委員）

A．今ご指摘いただいたのは，加算プログラムの取組みの中では，二つの取組みにかかわる。一つは，「次世代型グローバル・ビジネスロー教育プログラム」で，在学生をターゲットにして，グローバル法教育・ビジネス法教育を行なうというもの。海外インターンシップは，在学中だとなかなか時間がとれないので，法科大学院修了後，司法試

験合格発表前に行くという例もかなりあるのだが，それ以外の，ワークショップ企業内法務やその他外国法教育科目，さまざまなワークショップに参加することなどを通じて，在学中にグローバル法，ビジネス法を勉強してもらう。もう一つ，阿部委員御指摘の点にかかわるプログラムが，次世代型実務家教員養成を視野に入れた新しい継続教育。これはご指摘のようにリカレント教育を中核に据えたもので，ロースクールを修了した後，大学院にもう一度—たとえばリカレント生として修士課程に入ってもらう，あるいは博士課程のトップローヤーズ・プログラムに入ってもらう，という形で—戻ってきてもらい論文を書いてもらって，そしてそれらを通じて，専門分野について競争力がある弁護士になってほしい，という趣旨の制度である。ＵＣヘイスティングス校と協定を結び，本法科大学院を修了した弁護士については授業料を半額にしてＵＣヘイスティングスに上限３名まで受け入れてもらうという枠組みも，今年度作ることができた。ゆくゆくは，そういう学生が博士号をとって専門分野で弁護士として活躍した後，本法科大学院に教員として戻ってきてほしい。博士号を持ち，論文を書いた経験もある実務家教員として新しい時代のロースクール教育を引っぱってほしいという願いをこめて「次世代型実務家教員」というふうに呼んでいる。

したがって，私どものグローバル法教育，ビジネス法教育というのは，在学生を対象にした一つ目のプログラムと，リカレント教育に重きを置いた二つ目の教育と，二つからなるというふうにご理解いただければと思う。（島村教授）

Q. そうであるとすると，今の阿部委員のご質問は，どちらに力を入れておられるのかというものだったかと思うが，どちらにも同じように力を入れているという理解でよろしいか。（坂井委員）

A. その通り。両方とも担当教員を置いて，それら担当の教員がそれぞれについて力を入れてやっているという状態。より歴史が古いのは一つ目の，在学生を対象とした海外インターンシップ，ワークショップ企業内法務のほうで，より新しいものが後者の，リカレントをベースとしたグローバル法教育—今第２期目，平成30年４月から３期目—ということになる。（島村教授）

どちらか一方に重点を置くというわけではなくて，両者はターゲットが異なる。前者は神戸大の法科大学院生が，司法修習に行く前に，インターンシップで新興国に行く，新興国経済を担う法律事務所に行ってもらって，その一番熱いところを感じてもらう。「次世代型」と呼んだ所以である。その上で修習へ行ってくれ，という発想。これは，さかのぼると10年ぐらい前からやっている。それに対してリカレントのほうは，神戸大学の法科大学院の修了生に限らない。弁護士であれば誰でもよろしい。Ph.D.をとってもらい弁護士の一番上の層をもっと強くしていくというのがこのトップローヤーズ・プログラムで，日本の法曹全体の国際競争力を高める，そしてそれに大学も寄与する，という意味で「グローバル」。それに対して前者のほうは，学生たちが日本にとじこもらないでやっていくという意味で「グローバル」である。ＵＣヘイスティング

スとの協定も，半額といっても 260 万円ぐらいかかるので，ちょっと学生には無理で，既に弁護士になっていて，自分で行こうという人をターゲットにしている。そういった意味で，全く対象が異なる。（中川教授）

Q. 海外インターンシップというのは，既に資格を取った人を含むのではなくて，基本的には合格発表の手前で，という形であるわけか。（阿部委員）

A. 在学中，もしくは司法試験を受けた直後で合格発表前，である。（島村教授）

【法科大学院と予備試験との関係をめぐって】

Q. 在学中に予備試験に合格をして，それでもうロースクールを退学をするという学生はどれぐらい，神戸大学にいるか。また，そういう予備試験の問題がロースクール全体の教育に何か影響を及ぼしていると感じているか。（谷委員）

A. 私どもの法科大学院では，予備試験に受かったから退学をするという学生はそれほど多くなくて，例年２，３人かと思う。３Ｌで受かると，そのまま修了して法科大学院卒という資格で司法試験を受ける学生がほとんど。我々が把握している限りでは退学者は 2 人から 3 人で，東京の有力なロースクールなどとは大分状況が違うのではないかと考えている。（島村教授）

今の回答を少し補足すると，在学中の教育に関しては，神戸大は，他の一部の有力大学のような大きな影響を受けることはあまりない。たとえば，学部在学中に予備試験に受かってロースクールには行かないとか，ロースクールに入っても在学中に予備試験を受けるという状況に，神戸大の学生はなっていない。しかしそのために，神戸大の学部生が京大等のロースクールにより多く入る，というようなことは生じており，そうした形で入学者が予備試験によって非常に影響を受けているという状況はある。したがって，在学中の教育よりも入学者の確保という点でかなりシビアな問題となっている。（嶋矢教授）

Q. そうすると，年に２，３人の退学者がおり，またそれ以外にも合格者がいるということなので，予備試験の勉強をしている学生もそれなりの比率でいるということになるのだろうと思うのだが，特にそれによって授業に何らかの影響が出ているなどとは感じていないということか。（谷委員）

A. ちょっと今日は欠席が多いなという日が，よく考えてみたら予備試験のちょっと前だったということはあったように思うが，しかし，大きな影響，特に学期を通しての影響というのは特にないように思う。（上嶌教授）

予備試験に受かった学生のなかで，「予備試験の勉強して受けたほうがいいよ」という趣旨のアドバイスを後輩にするものがいて，あまり予備試験に熱心になってしまって授業への欠席が増えたりというのは—今はそれはあまり感じらないが—授業に支障をきたすことにつながりかねないので，それは教員側としてはちょっと困っている。（島村教授）

Q. 予備試験対策か司法試験対策かは別として，いまだに予備校に頼ってる学生の状況というのはどうか。(阿部委員)

A. 予備校に依存しているという学生は，神戸ではそれほど多くないと思う。学生の話では，授業の予習復習が特に必修科目で厳しいようで，予備校に通っていると法科大学院の予習も復習も期末試験もうまくいかないということらしい。割と課題が多くてカリキュラムが厳しいので，予備校に行っている時間がない，ということ。予備校の答練等はやっているかと思うが，授業にまで通っているというのは，多分ほとんどいないと思う。(島村教授)

予備校に行くことのメリットというのをあまり感じていないのではないか。「神大の授業を受けることが司法試験対策になってる」というふうに先輩が後輩に伝えているので，うまい循環ができていると思う。(中川教授)

司法試験合格者については毎年アンケートをとっており，その中で，予備校をどれくらい利用しているかという質問を含めているが，予備校の授業まで受けているという者は少数。毎年30～40名が受かって，20～30名からアンケートの返事がきて，そのうち１人ないし２，３人ぐらいは予備校の授業まで使っていると答えるが，残りは，答練，もしくは模試ぐらいしか使うことはないと回答している。神大の授業が少なくなって時間的余裕ができた３Ｌの後期以降に模試を受ける，という範囲でしか使われてないように，今のところ認識している。(嶋矢教授)

【評価ＦＤ活動をめぐって】

Q. ＦＤ関連で，学生からの授業評価をやっておられるが，最低値を見るとかなり低い数字もみられる。このように，特にスコアが低かった教員に対して，自助努力以外に，研究科として何らかの介入をして，何か対策をとってもらうあるいは改善案を出してもらうというようなことはやっているか。このアンケートの活かし方についてお聞きしたい。(阿部委員)

A.「概要」には最高点，最低点というふうに全体の傾向しか示していないが，専攻会議においては，それぞれの授業がそれぞれの項目についてどういう点だったのかという一覧表を示している。したがって，自分以外の教員が担当する授業科目についても，学生からの授業評価がわかるようになっている。アンケート項目の最後のところに「知的興味」,「知識・見方」,「履修価値」という３項目があり，そこのところが授業の有用性について測る最も重要な指標であろうというふうに考えており，その三つの平均値が 3.5 を下回る教員については，状況を見て専攻長が事情を聞くということにしている。確かに平成26年などには数字が低いところがあるが，各学期にそういう科目がいくつもあるわけではなくて，多くて１，２個あるかどうかという程度。

なお，過去には専攻長が事情を聞いて，その上で当該授業担当の教員もその後，自身の授業内容を見直して，その後はアンケートの結果が劇的によくなったということが

あったと聞いている。（上嶌教授）

Q. ということは，教員の自助努力には相当つながってるということか。（阿部委員）。

A. そうだと思う。単にアンケートをしているということ以上に，やはり，全員の目に触れる，法科大学院教員の目に自分の科目のアンケートの結果の数字が見られるというのは，自助努力を促すように大きく影響している思う。（上嶌教授）

一点補足すると，比較的点が低い科目は，非常勤のかたにお願いする集中講義であることがある。神戸の専任の教員が担当する法科大学院の授業と，やり方が異なってしまうことが原因であるということもあるようにみえる。（高橋教授）

【認証評価への法科大学院の対応をめぐって】

Q. 前回の認証評価の評価結果では，改善を要する点として，成績評価基準と実際の分布が異なる科目があるとか，シラバスの記載が抽象的過ぎるとか，あるいは「対話型演習総合法律」を実務基礎科目として提供するのはいかがなものか，といったことがいくつか指摘されていた。そうした認証評価の結果への対応がなされているかどうかということをお聞きしたい。（阿部委員）

A. 御指摘のように，いくつか改善を要する点の指摘を受けた。成績評価基準の分布については，以前も周知していたのだが，周知の頻度をいっそう増して，専攻会議で，「１割－３割－６割」という「秀－優－良上」の割合を守るようにとペーパーで示し，さらに，それを１％とか２％とか超えている科目があると，その教員個人に「少し超えてるので次回は対応してほしい」というふうに要請をするようにした。それで，ほぼ改善してきていると思う。

「対話型演習総合法律」については，前回の評価で御指摘を受けたので，廃止した。

また，シラバスの記載が抽象的だという御指摘に対しては，その後，教務委員長，あるいは教務委員会のメンバーがシラバスの全てをチェックして，記載すべき項目が欠落している場合には埋めてもらい，記載が抽象的である場合は授業回数分の内容を具体的に書くよう要請し，改善をするように努めている。（島村教授）

一般論として，認証評価の結果はかなり深刻に捉えて対応をしているといってよいと思う。（高橋教授）

以上

神戸大学法科大学院

外部評価報告書

平成 30 年 4 月発行

◇編集

神戸大学大学院法学研究科 評価ＦＤ委員会

◇発行

神戸大学大学院法学研究科

〒657-8501　神戸市灘区六甲台町 2-1

Tel　078-803-7232

Fax　078-803-6753

◇印刷

一（はじめ）印刷